

総務部

総務企画委員会

【所管関係資料】

（当初予算関係）

2月19日提出

令和8年第1回定例会(2月議会) 所管事項審査関係資料

令和8年2月19日
総務部

【所管関係】

行政経営課	行財政運営方針(案)の概要について	・・・	3
行政経営課	指定管理者制度の運用の見直しについて	・・・	6
人事課	令和8年度の組織再編について	・・・	7
財政課	令和8年度公債管理の概要	・・・	11
税務課	地方税業務のあり方研究会における検討結果について	・・・	27
総合防災課	秋田県地域防災計画の修正(案)について	・・・	28
総合防災課	秋田県防災・減災・県土強靱化計画の改定(案)について	・・・	30

I 策定趣旨

- 県では、平成11年度から数次にわたって、「効果的・効率的な施策の展開」と「質の高い行政サービスの提供」を目指し、量と質の両面から行財政改革を進めてきた。
- これまでの取組により行財政改革は着実に進展したものの、急速な人口減少と少子高齢化の深刻化、さらには災害の激甚化・頻発化が進む中、行財政運営の基盤となる人材の確保、財政の健全化、そして公共施設等の計画的な管理などが喫緊の課題として浮上している。
- これらの課題に対応するため、将来にわたって持続可能な行政サービスを安定的に提供するとともに、「秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～」に掲げる施策・事業の着実な遂行を下支えしていくため、有識者会議の提言も踏まえ、本方針を策定した。
- 本方針では、「人材確保・育成」「財政の健全化」「持続可能な行政運営に向けた全庁的な取組の推進」を柱に据えて行財政改革を推進する。あわせて、取組期間中であっても必要に応じて具体の取組や数値目標の見直しを検討し、外部環境の変化に柔軟に対応していく。

II 基本的な考え方

目的

- 持続可能な行政サービスの提供体制の構築
- 「秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～」に掲げる施策・事業の着実な遂行の下支え

III 方針の概要

行財政運営方針

柱1 人材確保・育成

[基本的な考え方] 持続可能な行政サービスを安定的に提供していくため、人口減少が進む中でも多様な人材を確保するとともに、限られた人的資本で組織パフォーマンスの最大化を目指し、職員一人ひとりが意欲を持って仕事に取り組むことができる職場環境を整える

[取組項目]

- ① 適切な人員管理と多様な人材の確保
- ② 人材の育成
- ③ 働きやすい職場づくり

柱2 財政の健全化

[基本的な考え方] 人口減少下においても財政の持続可能性を高め、未来への投資や県民の安全・安心を確保するための事業を着実に実行できるよう、歳入確保や将来負担の低減に向けた歳出規模の適正化など歳入・歳出両面から取組を推進する

[取組項目]

- ① 公債費負担の適切な管理
- ② 歳出規模の適正化
- ③ 歳入確保の取組強化

柱3 持続可能な行政運営に向けた全庁的な取組の推進

[基本的な考え方] 一定の組織体制や公共施設のスリム化等を基本的な考え方として、住民サービスの維持・向上を図りながら持続可能な行政サービスの提供体制の構築を目指していく

[取組項目]

- ① 行政サービスの提供のあり方の見直し
- ② 公共施設等の適正配置・機能更新

取組期間

4年間(令和8年度～令和11年度)

IV 3つの柱と取組

柱1 人材確保・育成

【現状と課題】 ○人材獲得競争の激化(特に技術系職種の確保が厳しい状況)
○複雑多様化する行政課題への対応 ○働き手の価値観の変化

① 適切な人員管理と多様な人材の確保

●ターゲットの特性に応じた広報活動 ●公務の魅力伝えるインターンシップ
●公務員経験者枠導入等、職務経験者の採用強化

目標

- ✓ 技術系職種(4職種※)の大学卒業程度試験申込者数
91人(R7) → 140人 ※農業(一般)、農業農村工学、林学、土木
- ✓ 公務員経験者枠での採用者数 各年度 8人 ※R9~採用開始
- ✓ 職務経験者枠での採用者数 R8:15人、以降、各年度12人
※R7:17人

② 人材の育成

●職員の意識改革とマーケティング手法の習得に向けた研修の実施 ●職員の主体的なキャリア形成と自律的な成長の支援 ●チーム力の強化と職場全体で職員を育てる組織風土の醸成 ●民間企業等への派遣の拡大と知見を還元する仕組みづくり ●多様な分野の業務経験を通じた女性職員の計画的な育成

目標

- ✓ 働きがいを実感している職員の割合 73.1%(R7) → 80.0%
- ✓ 省庁や民間企業等への派遣研修等の人数 各年度35人 ※R7:31人
- ✓ 女性管理職の割合 15.9%(R7) → 23.0%

③ 働きやすい職場づくり

●チームで仕事を進める意識の浸透等による時間外勤務の縮減 ●フレックスタイム制等の柔軟な働き方の推進 ●育休を取得しやすい環境づくり

目標

- ✓ 働きやすさを実感している職員の割合 76.3%(R7) → 80.0%
- ✓ 時間外勤務時間数(1人当たり月平均) 9.7h(R6) → 8.7h
- ✓ 男性の育休取得率(2週間以上) 75.0%(R6) → 85.0%

柱2 財政の健全化

【現状と課題】 ○社会保障関係経費の増加 ○人件費等の義務的経費の増加
○R9に財政2基金が枯渇 ○財政健全化指標の悪化

① 公債費負担の適切な管理

●実質的な公債費負担の削減と県債残高の縮小 ●県債の借換抑制の計画的な実施 ●減債基金の運用額拡大による運用益の確保

目標

- ✓ 県債の新規発行額(臨財債除く) 709億円(R7見込) → 572億円
- ✓ プライマリーバランス(臨財債除く) △49億円(R6) → 2億円
- ✓ 県債残高 1兆2,078億円(R6) → 1兆1,604億円

② 歳出規模の適正化

●県単独補助金を含む政策的経費の見直し
●既存事業の見直し等による収支改善と新規・拡充事業の財源確保

目標

- ✓ 政策的経費の一般財源削減額(社会保障関係経費含む)
R7(6月補正後)※を基準に131億円削減
※社会保障関係経費を含めた政策的経費 1,130億円

③ 歳入確保の取組強化

●ふるさと納税の取組強化 ●基金の債券運用拡大と運用益確保
●「適切な受益者負担」の導入に向けた施設使用料のあり方等の検討
●未利用県有財産の売却等による財産収入の確保

目標

- ✓ 個人版ふるさと納税寄附額 1,500万円(R6) → 8億円
- ✓ 債券による基金運用額(運用益) 66億6千万円(3,400万円)(R6) → 272億5千万円(4億600万円)

IV 3つの柱と取組

柱3 持続可能な行政運営に向けた全庁的な取組の推進

[現状と課題]

- 急速な人口減少と少子高齢化
- 職員の確保が困難
- 厳しい財政状況
- 公共施設等の老朽化

① 行政サービスの提供のあり方の見直し

- 県民ニーズへの迅速な対応や成果を追求した施策・事業を推進するための組織づくり
- 振興局等業務の見直しの方向性の検討と集約
- 類似業務の市町村との共同実施・連携
- デジタル技術の活用による利便性向上と業務効率化
- 将来的な振興局の機能・役割等の検討
- 市町村や関係団体等との情報共有と意見交換

目標

- ✓ 新たに集約・効率化を図った業務※の数
12業務
- ✓ オンライン申請利用率
17.6%(R6) → 50.0%

② 公共施設等の適正配置・機能更新

- 目標使用年数が残り15年以内の施設の集約・複合化検討及び利用状況等を踏まえたあり方検討の実施
- 全庁一元的な視点による施設改修予算の優先度判断
- 国、市町村、民間との施設の共同設置や複合化の検討
- PPP・PFI手法の導入拡大
- 県民へのわかりやすい施設情報の提供

目標

- ✓ 行政サービスに必要な機能を確保し、公共施設の全体延べ床面積を縮減する率
(R8～R17) 8%

※拠点となる振興局又は本庁に集約した業務と、市町村との協働・連携等により効率化を図った業務

V 推進体制

- 「秋田県行政経営戦略本部」を中心に各取組を着実に推進
- 毎年度、取組状況と目標に対する実績値等を公表

今後のスケジュール

- R8.3月 方針の策定・公表

指定管理者制度の運用の見直しについて

行政経営課

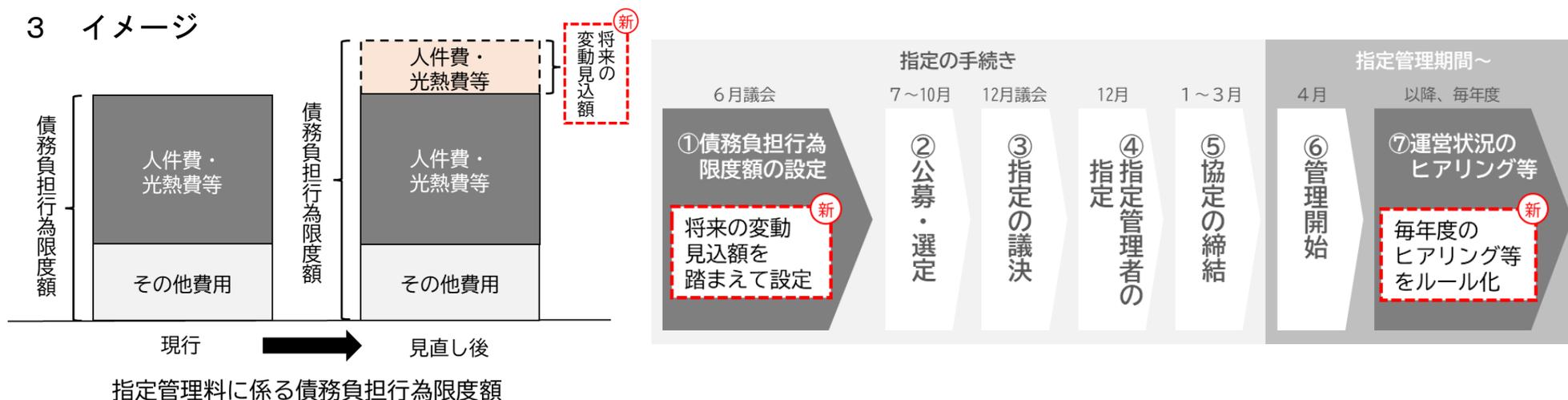
1 目的

指定管理者制度導入施設の安定的な施設運営の確保の観点から、昨今の賃金水準等の大幅な変動に対応するため、指定管理者制度の運用に係るガイドラインを令和8年4月1日付けで改正する。

2 見直し内容

項目	対象施設	内容
現場の声を聞く機会の拡大	全ての施設	○毎年度のヒアリング等をルール化 <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者との対話を重視 ・施設運営の課題や指定管理料の額を変更すべき特別な事情について県側から積極的に確認
指定管理料に係る賃金上昇等への対応	令和8年6月議会以降に債務負担行為限度額を設定する施設	○新たに人件費や光熱費等に「将来の変動見込額」を設定 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、最新の実勢に基づき、当該変動見込額の部分を増減
※既に債務負担行為限度額を設定している施設 運営状況や最新の実勢価格等を踏まえ、必要に応じて、毎年度指定管理料を見直し		

3 イメージ



総 務 部
企 画 振 興 部
あきた未来創造部
観光文化スポーツ部
生 活 環 境 部
産 業 労 働 部

令和8年度の組織再編について

令和8年度の組織再編について

企画振興部及びあきた未来創造部の再編に加え、次期総合計画に基づく取組を効果的・効率的に推進していくため、組織体制の見直しを行う。

現 行	改 正 案
<p>総 務 部</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政経営課 秘書課 広報広聴課 <p>企画振興部 (5課1室)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合政策課 マーケティング戦略室 市町村課 デジタル政策推進課 調査統計課 国際課 	<p>総 務 部</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政経営課 文書法務室 ※行政経営課の一部及び広報広聴課の一部を再編 秘書課 報道・広聴室 ※広報広聴課の一部を再編 <p>政策企画部 (7課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合政策課 マーケティング戦略課 ※総務部広報広聴課の一部及びマーケティング戦略室を課に再編 高等教育振興課 ※あきた未来創造部高等教育支援室を移管の上、課に再編 市町村課 デジタル政策推進課 調査統計課 国際課

※ 白抜き文字は新設、改称又は廃止組織。なお、政策企画部及び人口戦略部以外の部局においては再編のあった課室のみ記載。

現 行	改 正 案
<p>あきた未来創造部 (4課1室)</p> <ul style="list-style-type: none"> あきた未来戦略課 高等教育支援室 移住・定住促進課 次世代・女性活躍支援課 地域づくり推進課 	<p>人口戦略部 (5課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口戦略課 ※あきた未来戦略課を改称 移住・定住促進課 子ども支援課 男女共同参画推進課 } ※次世代・女性活躍支援課及び教育庁幼保推進課を2課に再編 地域づくり推進課
<p>観光文化スポーツ部</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光戦略課 誘客推進課 食のあきた推進課 	<p>観光文化スポーツ部</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光戦略課 インバウンド・クルーズ誘客推進室 } ※誘客推進課を観光戦略課及びインバウンド・クルーズ誘客推進室の2課室に再編 県産品振興課 ※食のあきた推進課を改称
<p>生活環境部</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境管理課 環境整備課 	<p>生活環境部</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全課 ※環境管理課を改称 循環型社会推進課 ※環境整備課を改称

※ 白抜き文字は新設、改称又は廃止組織。なお、政策企画部及び人口戦略部以外の部局においては再編のあった課室のみ記載。

現 行	改 正 案
<p data-bbox="129 300 495 355">産 業 労 働 部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="257 368 622 424">産 業 政 策 課 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="338 437 741 493">デジタルイノベーション戦略室 <li data-bbox="257 505 622 561">地 域 産 業 振 興 課 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="338 574 703 630">輸送機産業振興室 <li data-bbox="257 643 622 699">商 業 貿 易 課 	<p data-bbox="817 300 1182 355">産 業 労 働 部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="945 368 1310 424">産 業 政 策 課 <li data-bbox="945 437 1310 493">商 工 業 振 興 課 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1025 505 1391 561">輸送機産業振興室 <li data-bbox="945 574 1310 630">新 産 業 創 造 課 <p data-bbox="1406 469 2096 541">※デジタルイノベーション戦略室、地域産業振興課及び商業貿易課を2課に再編</p>

※ 白抜き文字は新設、改称又は廃止組織。なお、政策企画部及び人口戦略部以外の部局においては再編のあった課室のみ記載。

令和8年度 公債管理の概要

— R8. 2月 秋田県総務部財政課 —

I. 公債管理の基本方針



- 臨時財政対策債以外の県債の新規発行額を抑制することにより、令和6年度決算（一般会計）において約1兆2,078億円ある県債残高の縮減を図る。
- 国庫補助金や地方交付税措置のある有利な地方債の活用などにより、実質的な公債費負担の削減に取り組む。
- 今後の実質公債費比率の抑制と将来負担比率の縮減に向け、計画的な借換抑制を実施する。
- 併せて減債基金の運用額拡大による運用益の確保により、公債費負担の軽減に取り組む。

<数値目標>

項目名（単位）	基準値 （時点）	R8	R9	R10	R11
県債の新規発行額（臨時財政対策債を除く） ※当初、補正予算を含む新規発行額（億円）	709 (R7)	663	629	600	572
プライマリーバランス（臨時財政対策債を除く） ※PB=元金償還額-県債発行額（億円）	▲49 (R6)	▲85	▲52	▲2	2
県債残高（年度末） （億円）	12,078 (R6)	12,085	11,965	11,804	11,604
債券による基金運用額（運用益） （億円）	66.6 (0.34) (R6)	273.5 (2.77)	265.5 (3.26)	246.5 (3.55)	272.5 (4.06)

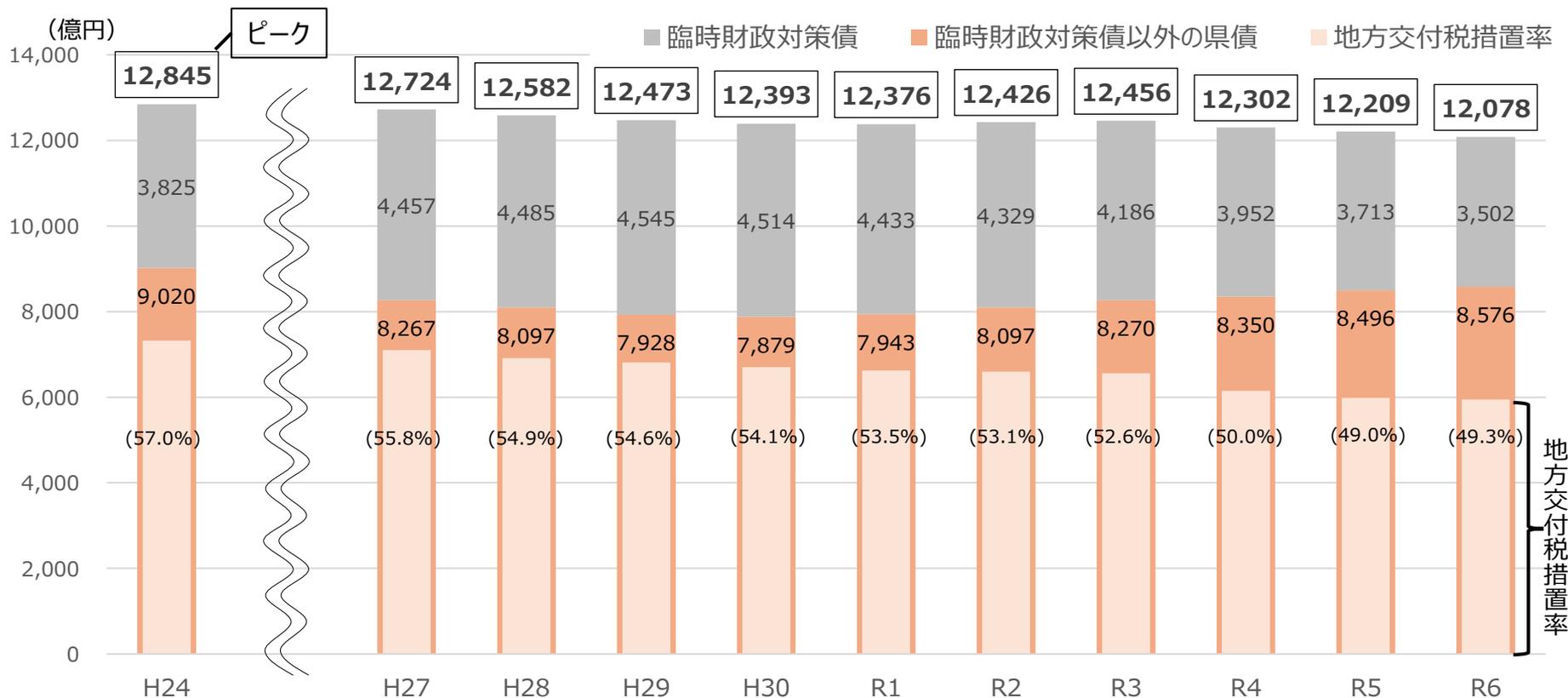
II. 県債残高・公債費の適正な管理に向けて

① 県債残高の状況



- 令和6年度末の県債残高（一般会計）は1兆2,078億円で、臨時財政対策債の償還が進んだことにより県債残高は減少しておりますが、残高に対する地方交付税措置率も減少傾向にあります。

→投資的経費の規模の適正化と地方交付税措置のある財源的に有利な地方債の更なる活用を進めます。



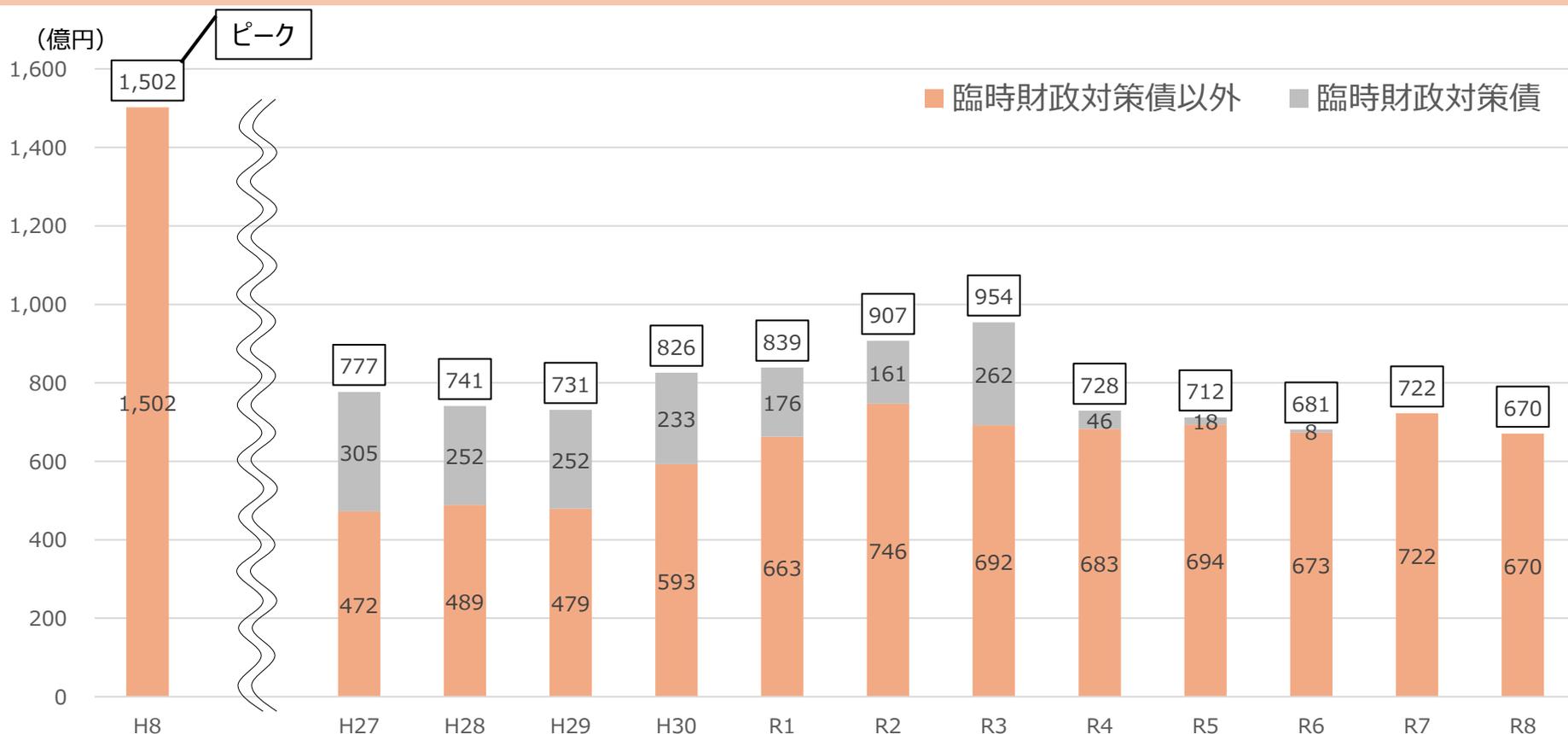
(注1) 表示単位未満を四捨五入しているため、グラフ中の計算が一致しない場合がある。

(注2) () は、県債残高（全体）に対する地方交付税措置率

② 県債発行の状況



- 相次ぐ大雨災害や国の国土強靱化対策に歩調を合わせた取組の実施等により、平成30年度以降、臨時財政対策債以外の県債発行額が大きく増加しています。
- 国庫補助金や地方交付税措置のある有利な地方債を活用するとともに、投資的経費の規模の適正化を図り、臨時財政対策債以外の県債発行額を抑制します。



(注1) 表示単位未満を四捨五入しているため、グラフの中の計算が一致しない場合がある。

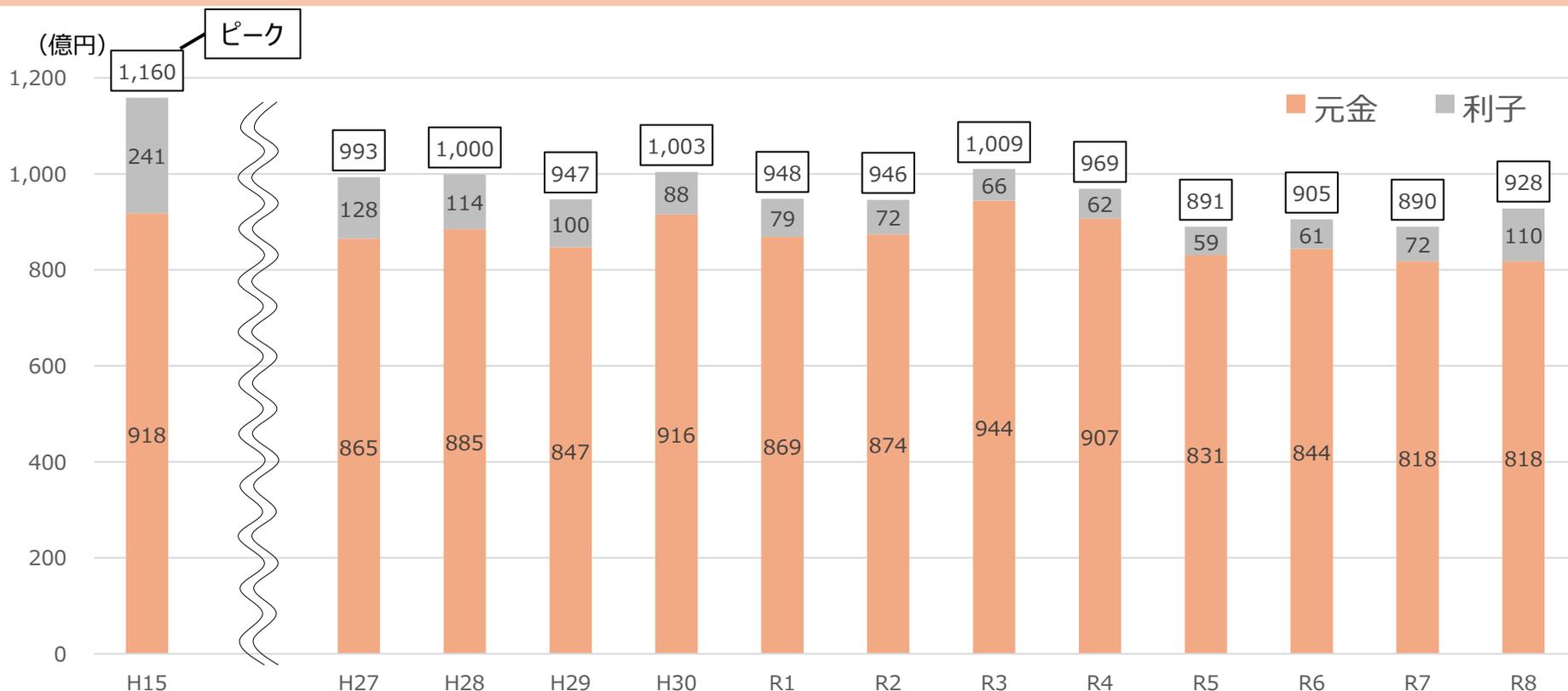
(注2) R6までは決算、R7は国補正を含む肉付け後の実質的な当初予算、R8は国補正を含む実質的な当初予算（一般会計）

③公債費の状況（元金、利子別）



- 長らく続いたマイナス金利政策の影響により、金利負担の少ない状況が続いていましたが、今後は、低利で借り入れた県債の利率が順次高い利率へと置き換わり、利払いが増加していくことが見込まれます。

→金利の上昇の影響も踏まえつつ、早期の償還による利子負担の軽減や、投資的経費の規模を適切に管理することにより、公債費負担の軽減を目指します。



(注1) 表示単位未満を四捨五入しているため、グラフの中の計算が一致しない場合がある。

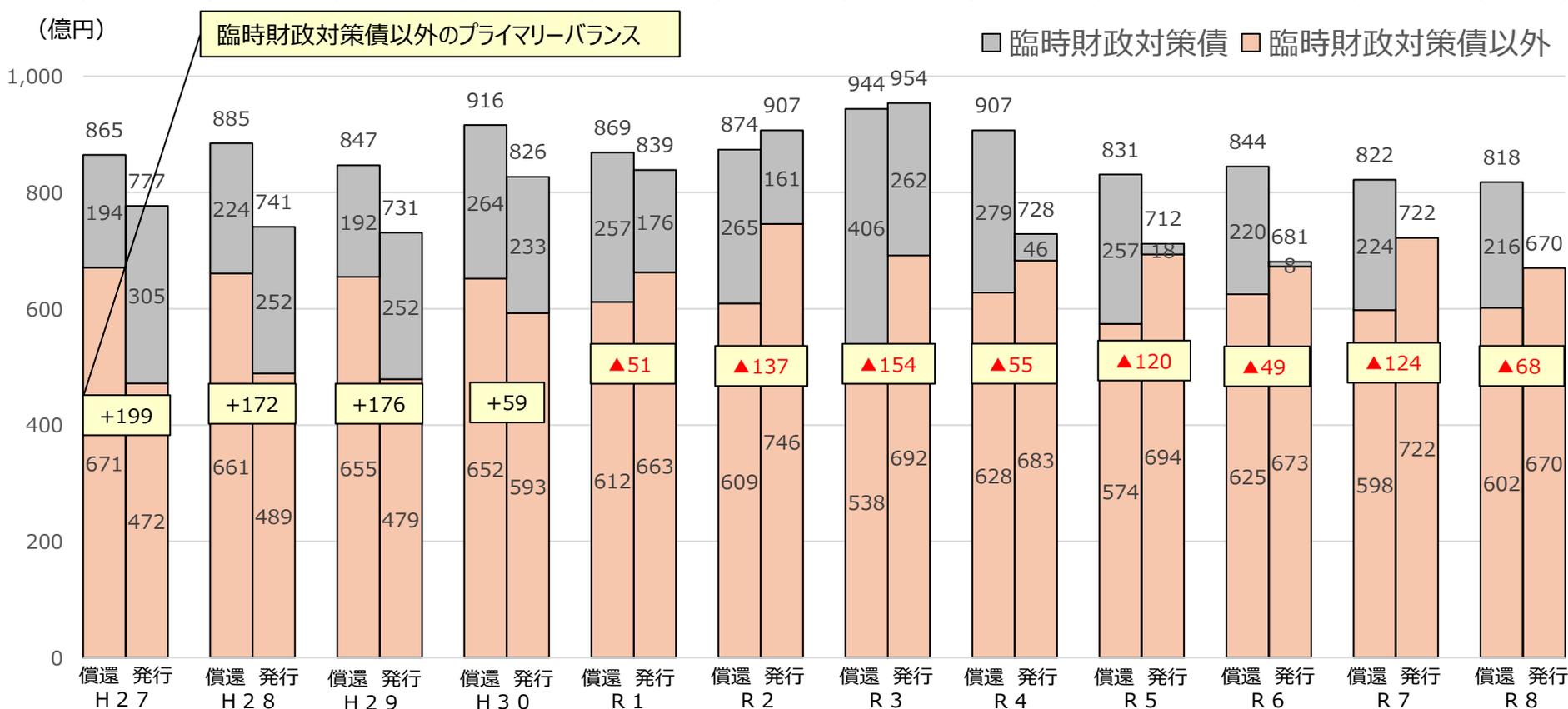
(注2) R6までは決算、R7は決算見込み、R8は当初予算（一般会計）

④プライマリーバランスの状況



- 県債全体では概ねプライマリーバランスの黒字を確保してきていますが、令和元年度以降、臨時財政対策債以外のプライマリーバランスは赤字が続いています。

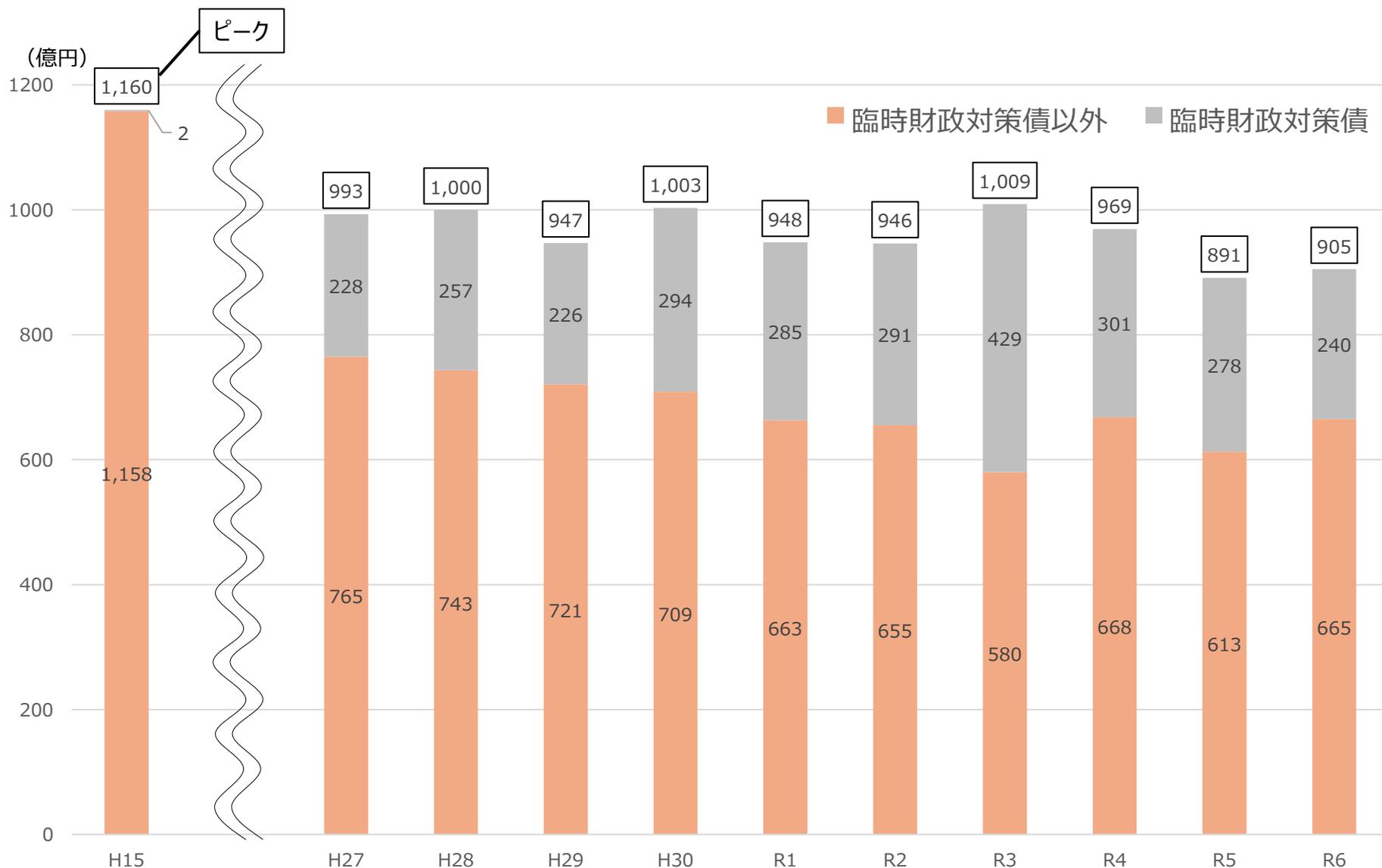
→プライマリーバランスの赤字は、県債残高の増加を意味することから、投資的経費の規模の適正化を図り、臨時財政対策債を除いた黒字化を目指します。



(注1) 表示単位未満を四捨五入しているため、グラフの中の計算が一致しない場合がある。

(注2) R6までは決算、R7は国補正を含む肉付け後の実質的な当初予算、R8は国補正を含む実質的な当初予算（一般会計）

<参考> 公債費の状況（臨時財政対策債とそれ以外）

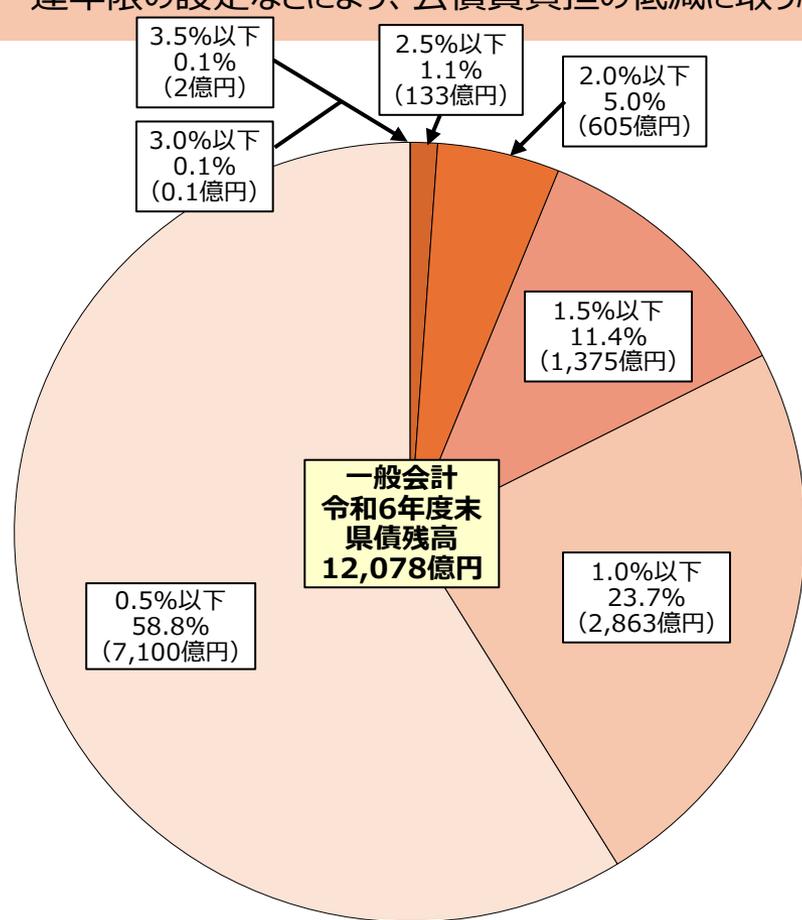


(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、グラフの中の計算が一致しない場合がある。

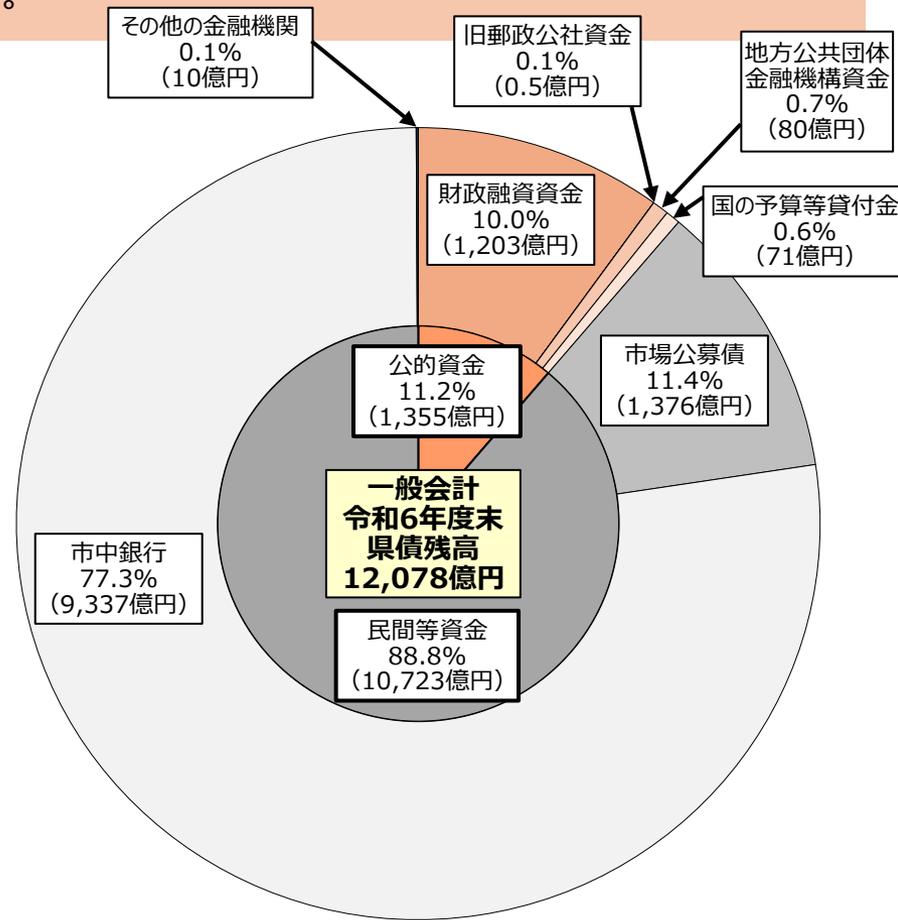
<参考> 県債残高の状況（利率別、借入先別）



- 日本銀行のマイナス金利政策の解除などにより、「金利のある世界」へ転換したことを受け、本県における県債残高の加重平均利率が上昇しています。【R4：0.49% → R5：0.51% → R6：0.58%】
- 投資的経費の規模の適正化に加え、減債基金の運用による利払い原資の確保、借入時期の平準化や多様な調達年限の設定などにより、公債費負担の低減に取り組みます。



利率別県債残高の状況



借入先別県債残高の状況

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、グラフ中の計算が一致しない場合がある

III. 安定的な資金の調達に向けて



① 県債資金調達の方考え方

持続的な財政運営のため、以下の考え方をもとに安定的な資金調達を図ります。

- ① 多様な資金調達先の確保
- ② 市場環境を踏まえた調達年限の決定
- ③ 起債時期の平準化
- ④ I R活動を通じた投資家基盤の確立

➤ 多様な資金調達先の確保

→ 多様な資金調達先の確保により、調達リスクを分散させるとともに、環境課題の解決に必要な資金を調達するグリーンボンドを継続して発行します。

➤ 市場環境を踏まえた調達年限の決定

→ 市場公募地方債（フレックス枠）の活用により、金利動向や市場環境に応じ、柔軟に調達年限を決定します。

➤ 起債時期の平準化

→ 起債時期を分散させることで、金利リスクの低減を図ります。

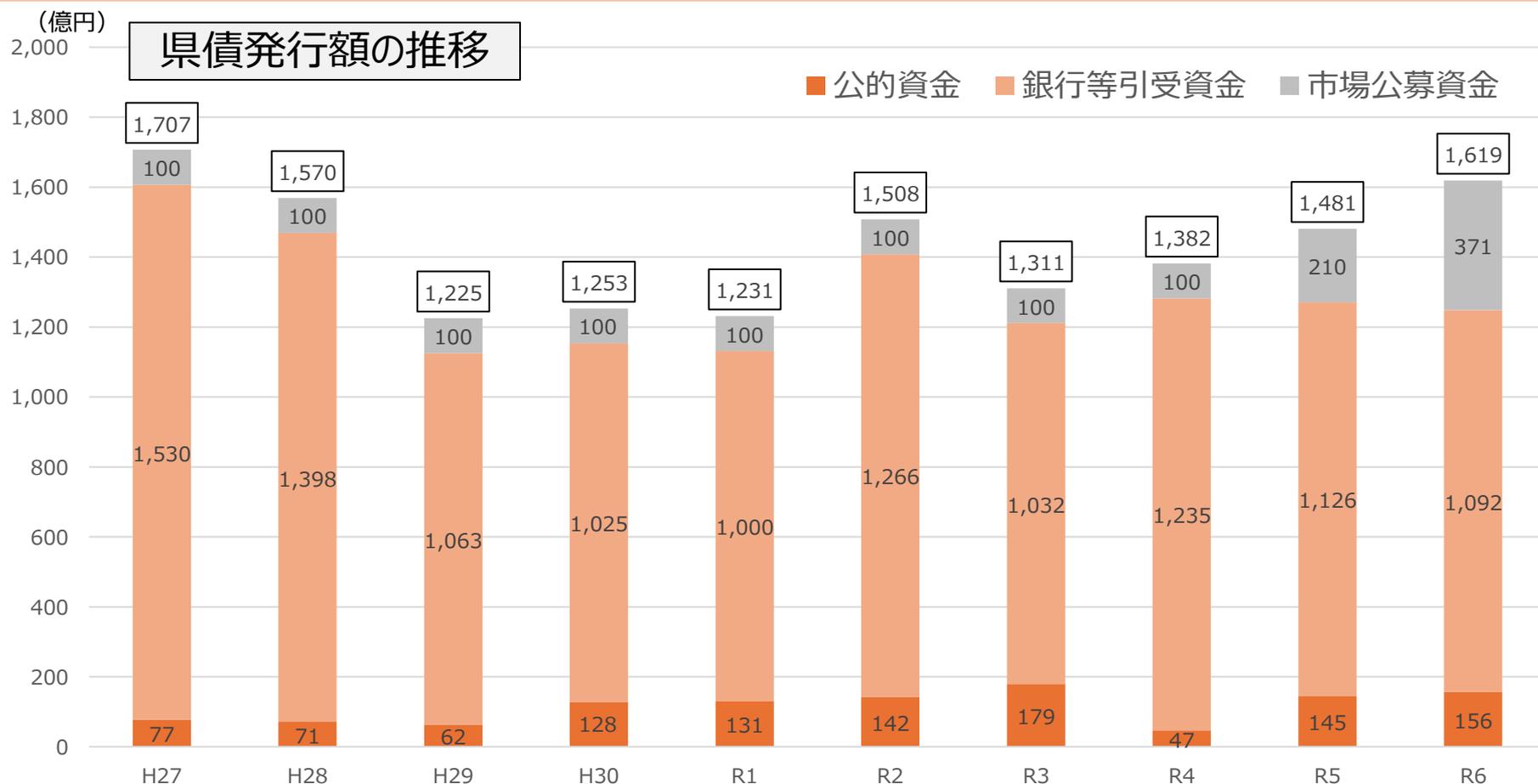
➤ I R活動を通じた投資家基盤の確立

→ 投資家との対話により本県財政への理解を促し、投資家基盤の拡充を図ることで、安定的な資金調達を目指します。

② 県債資金調達の現状



- 本県の資金調達はこれまでは銀行引受がメインとなっていました。
- 多様な資金調達先の確保による調達リスクの分散を図るため、近年は市場公募債の発行額を増やしています。



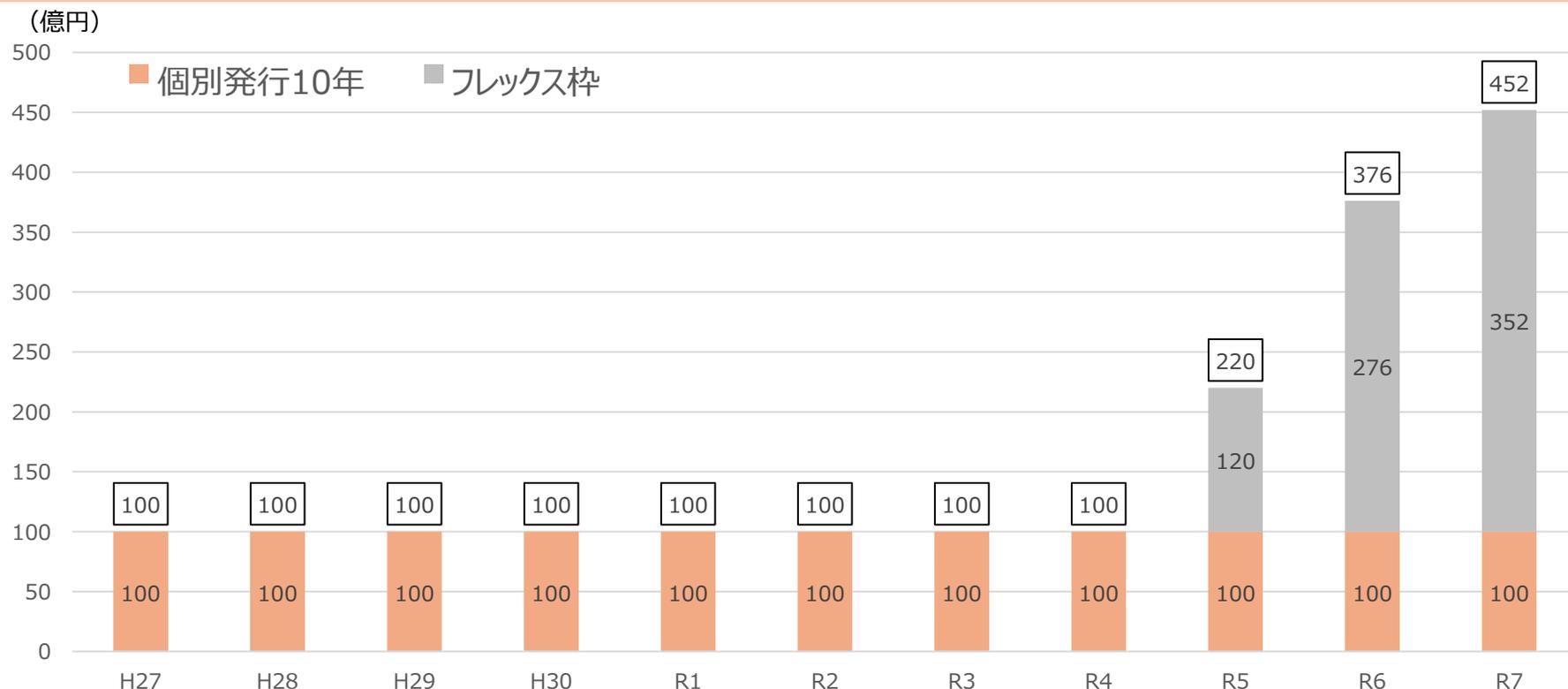
(注1) 表示単位未満を四捨五入しているため、グラフの中の計算が一致しない場合がある。

(注2) 一般会計と公債費管理特別会計（借換債）の発行額（決算額）の合計である。

③多様な資金調達に向けた取組



- 資金調達先の多様化のため、平成27年度より市場公募地方債の発行を開始しました。
- 令和5年度からはフレックス枠を活用し、市場環境に応じた機動的な資金調達を実施しているほか、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するため、グリーンボンドを発行しています。



(注1) フレックスとは、年限や償還方法をあらかじめ定めず、市場環境や投資家需要等を踏まえて年限や発行時期等を柔軟に決定するもの

(注2) R6までは決算、R7は決算見込み

(注3) フレックス枠にグリーンボンドを含む

(注4) 発行額にはグリーンボンドを充当している港湾整備事業特別会計分を含む

IV. 健全化判断比率



- 令和6年度決算において、すべての指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）が早期健全化基準を下回る水準となっていますが、実質公債費比率は今後上昇することが見込まれます。

＜健全化判断比率の推移＞

（健全化法に基づく基準）

年度		R2	R3	R4	R5	R6	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	-	-	-	-	-	3.75	5
	連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	8.75	15
	実質公債費比率	13.8	14.9	15.3	15.3	14.3	25	35
	将来負担比率	251.7	229.9	244.6	243.0	232.9	400	-

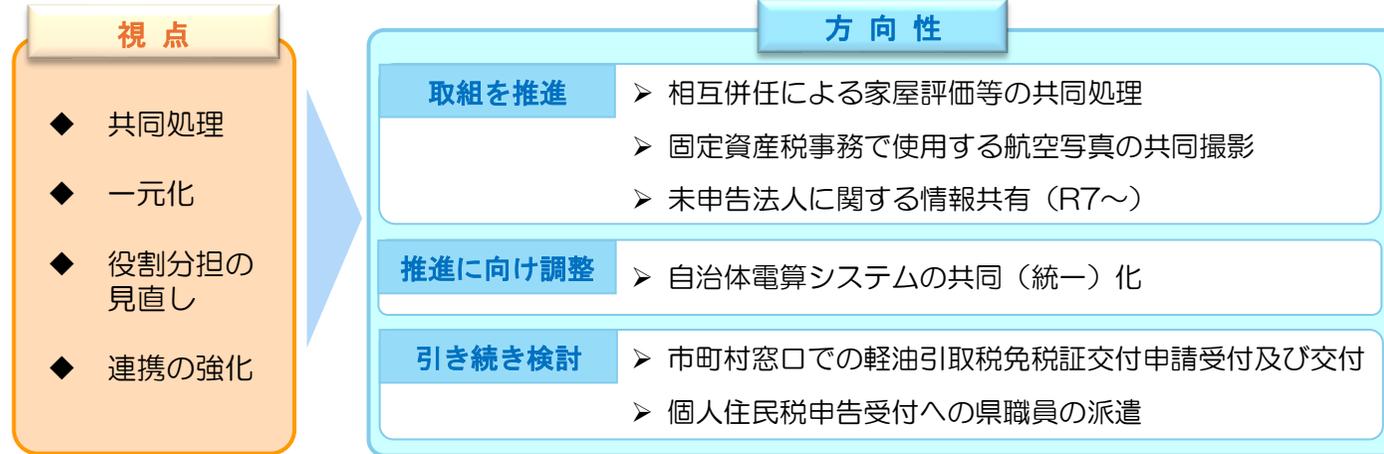
- 実質公債費比率が18%以上となった場合は、起債において総務大臣の許可が必要となるなど、公債費の負担を軽減する取組が求められ、早期健全化基準（25%）未満であっても財政の自主性に一定の制約が生じることから、本県では、実質公債費比率が18%を超えないよう「公債管理の基本方針」に基づいた財政運営に取り組んでおります。

1 研究会設置の趣旨等

- 人口減少に伴う自治体の財源や職員数の減少は、継続的な専門人材の育成・確保を難しくしており、高い専門性と公平性が求められる地方税業務の持続可能性にとって大きな課題となっている。
- こうした課題に対応した効率的で質の高い税務行政を実現するため、令和7年3月に「地方税業務のあり方研究会」を設置し、計7回にわたる検討を行った。

2 検討の視点と方向性

- 職員の知識・専門性の承継、業務の効率化及び住民の利便性の維持・向上等を念頭に4つの視点から方策を検討し、個別事務等について方向性を整理した。



地方税業務のあり方研究会 構成員

- 会長 税務課長
- 委員 5市町の税務課長
(秋田市、由利本荘市、
仙北市、八峰町、美郷町)
総合県税事務所長
総合県税事務所納税部長
総合県税事務所課税部長
行政経営課長
行政経営課チームリーダー

3 今後の対応

- 「取組を推進」とした業務の具体化
 - 1 相互併任による家屋評価等の共同処理
 - ・モデル地域における試行実施を通じ、実務上の効果と課題を検証する。
 - ・その成果を横展開し、他地域への段階的な拡大を目指す。
 - 2 固定資産税事務で使用する航空写真の共同撮影
 - ・統一の仕様、撮影の頻度、費用負担割合等について、実施に向けた市町村間の調整を図る。

1 計画の位置づけ

- 災害対策基本法により、国が作成する防災基本計画に基づき、秋田県防災会議が作成する計画。
- 県の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、県、市町村、関係機関等や県民が行うべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図る。

2 修正の趣旨

災害対策基本法の改正や令和6年能登半島地震等を踏まえた国の防災基本計画の修正等に鑑み、「県地域防災計画」を修正する。

3 修正の概要

第1編 総則

【防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱】

◆指定地方行政機関を追加

- ・指定地方行政機関に東北管区行政評価局（秋田行政監視行政相談センター）を追加。

第2編 一般災害対策

（1）災害予防計画

【職員の動員・派遣計画】

◆応援派遣に係る資機材等の整備を追加

- ・県及び市町村は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。



装備品等イメージ

【備蓄計画】

◆備蓄状況の公表等を追加

- ・県及び市町村は、物資の備蓄状況について、年に1回、広く住民に公表する。
- ・県は、入浴設備など、広域的な活用が求められる物資の備蓄に努める。
- ・県及び市町村は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。



県備蓄倉庫

【要配慮者支援計画】

◆個別避難計画の作成の促進を追加

- ・市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

【災害ボランティア活動支援計画】

◆ボランティア人材の育成等を追加

- ・県及び市町村は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。



研修会イメージ（内閣府HP）

（２）災害応急対策計画

【広域応援計画】

◆応急措置の実施の要請を追加

- ・市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。

【災害情報の収集・伝達計画】

◆新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の活用を追加

- ・県は、市町村の被害状況等について、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。

【避難計画】

◆適温の食事の提供や子ども・若者への配慮等を追加

- ・市町村は、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料の確保に努める。
- ・市町村は、キッズスペースや学習スペースの確保に努める。



キッチン資機材イメージ

【消防・救助活動計画】

◆林野火災における地上・空中消火の連携を追加

- ・市町村等は、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うほか、活動終期にあつては、空中からの熱源探査、地上での警戒や残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。



空中消火イメージ

【災害福祉支援活動計画】

◆避難所以外へのDWA Tの派遣を追加

- ・県は、在宅や自家用車等で避難して生活を続ける要配慮者へ、秋田県災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。



DWA Tの活動イメージ

第3編～第6編、資料編

◆文言の整理その他軽微な修正を行う。

1 計画の概要

- 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針、「災害対策基本法」に基づく県地域防災計画における県等の行動指針として定める。
- 大規模災害等に強い地域づくりのためのハード対策や、県等における防災・減災に向けたソフト対策の取組を一体的に推進する。

2 改定の趣旨

現行計画（令和3年度～令和7年度）の進捗状況と評価を踏まえるとともに、令和7年6月に策定された国の第1次国土強靱化実施中期計画や近年の大雨災害の教訓等を勘案し、改定する。

3 改定の概要

「秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～（案）」の施策・方向性と整合する基本目標を設定するとともに、近年の災害から得た知見等を踏まえ、目標の達成に向けて取り組むべき施策を設定する。

基本目標	主な施策	重要業績指標（KPI）
1 県民の生命と財産を守る インフラを強靱化する	都市公園における広域防災拠点機能の確保	都市公園施設の修繕措置完了率（％） 【R6】 57.0 → 【R8】 71.0 → 【R12】 92.0
	道路の防災対策	緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率（％） 【R6】 87.3 → 【R8】 86.3 → 【R12】 86.5
	下水道施設の耐震化・耐水化	下水道施設（処理場・ポンプ場）の耐震化率（％） 【R6】 79.6 → 【R8】 80.6 → 【R12】 82.6
	流域治水対策の推進	県管理河川の整備率（％） 【R6】 46.9 → 【R8】 47.1 → 【R12】 47.5
	土砂災害対策施設の整備	・土砂災害（土石流）対策施設の整備率（％） 【R6】 16.3 → 【R8】 16.5 → 【R12】 16.9 ・土砂災害（急傾斜地）対策施設の整備率（％） 【R6】 39.5 → 【R8】 39.7 → 【R12】 40.1

基本目標	主な施策	重要業績指標 (KPI)
2 自助・共助の促進により地域の防災力を強化する	自主防災活動の充実・強化	自主防災組織の組織率 (%) 【R6】 72.4 → 【R8】 73.5 → 【R12】 74.7
	多様な主体が参画する防災訓練の実施	行政主催の防災訓練への参加者数 (地域住民、民間企業等を含む。) (人) 【R6】 17,437 → 【R8】 18,200 → 【R12】 19,800
	消防団への加入促進	消防団の新規入団者数 (人) 【R6】 513 → 【R8】 576 → 【R12】 698
3 公助の推進により災害への対応力を強化する	孤立予防対策 (道路施設の老朽化対策、県管理河川の整備等)	橋梁の修繕措置完了率 (%) ほか 【R6】 29.4 → 【R8】 33.6 → 【R12】 39.9
	⑨ 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣	DWATのチーム員登録者数 (人) 【R7】 178 → 【R8】 200 → 【R12】 320
	⑨ 内水ハザードマップの作成	内水ハザードマップの作成済み市町村数 【R7】 3 → 【R8】 3 → 【R12】 必要全市町村
	共同備蓄物資の整備	共同備蓄の目標達成市町村数 【R7】 5 → 【R8】 12 → 【R12】 25
	⑨ 新物資システム (B-PLo) の活用	登録内容を毎年更新する市町村数 25市町村
4 デジタル技術を活用する	⑨ デジタル技術を活用した住家被害認定調査研修の実施	研修受講者数 (人) 【R7】 0 → 【R8】 60 → 【R12】 300
5 社会経済活動を支えるインフラを強化する	高速道路・幹線道路等の整備	県内高速道路の供用率 (%) 【R6】 91.6 → 【R8】 96.4 → 【R12】 96.4
6 持続可能なインフラマネジメントを実現する	道路施設の老朽化対策【再掲】	橋梁の修繕措置完了率【再掲】

4 計画期間

令和8年度 ～ 令和12年度 (5年間)